

## ◆ 助成金情報

### 65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

定年延長や継続雇用制度などにより、65歳以降も継続雇用する措置を新たに導入した事業主に支給される助成金です。新たに導入する措置は3つあり、措置によって、また、年齢の引上げ幅や60歳以上の雇用保険被保険者数によって支給額が決められています。

#### 【対象となる措置と支給額】

次のAからCの3つのうちいずれかの措置を、就業規則または労働協約に規定して実施した場合に受給できます。1事業主あたり1回限りであり、定年引上げと継続雇用と制度の導入を合わせて実施した場合は、どちらか高いほうの額のみ支給されます。

A：旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ

B：定年の定めの廃止

C：希望者全員を対象とした旧定年年齢および継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度

『A：定年の引上げ』、『B：定年の定めの廃止』

※（ ）は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	A				B 定年の定めの 廃止
	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

『C：希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入』

※（ ）は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	C			
	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

#### 【対象となる事業主の要件】

1. 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
2. 定年引上げ等の措置の導入にあたり、専門家等へ就業規則の作成を委託した委託費などの費用を払っていること

3. 高齢者雇用推進者の選任に加え、高齢者雇用管理に関する措置を、次のいずれかのうち一つ以上実施していること

- ① 職業能力の開発および向上のための教育訓練の実施等
- ② 作業施設・方法の改善
- ③ 健康管理、安全衛生の配慮
- ④ 職域の拡大
- ⑤ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- ⑥ 賃金体系の見直し
- ⑦ 勤務時間制度の弾力化

その他各雇用関係助成金に共通の要件等も必要となります。

#### 【受給手続】

定年引上げ等の措置を実施した日の翌日から起算して2カ月以内に「65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）支給申請書」に必要な書類を添えて、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の窓口に申請します。

\* 制度の詳細は厚生労働省 HP「65歳超雇用推進助成金のご案内（I 65歳超継続雇用促進コース）」等をご参照ください。

#### 労務・経理

- 12月分の社会保険料の納付
- 12月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付
- 給与支払報告書の提出
- 法定調書の提出
- 源泉徴収票の交付（従業員本人に渡す）
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を従業員から回収（社内で保管）
- 労働保険料（第3期分）の納付（延納申請をした場合）
- 労働者死傷病報告の提出（休業4日未満の労働災害等、10～12月分）

#### 慣例・行事

- 初出式（新年祝賀会）
- 年賀状の返礼
- 年始回り
- 新年会

